

モロッコの投資環境

2013年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

パリ事務所

海外調査部 中東アフリカ課

本レポートに関する問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外調査部 中東アフリカ課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
TEL : 03-3582-5180
E-mail : ORH@jetro.go.jp

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

アンケート返送先 FAX： 03-3587-2485
e-mail：ORH@jetro.go.jp
日本貿易振興機構 海外調査部 中東アフリカ課宛



● ジェトロアンケート ●
調査タイトル：モロッコの投資環境

今般、ジェトロでは、標記調査を実施いたしました。報告書をお読みになった感想について、是非アンケートにご協力をお願い致します。今後の調査テーマ選定などの参考にさせていただきます。

■質問1：今回、本報告書での内容について、どのように思われましたでしょうか？（○をひとつ）

4：役に立った 3：まあ役に立った 2：あまり役に立たなかった 1：役に立たなかった

■質問2：①使用用途、②上記のように判断された理由、③その他、本報告書に関するご感想をご記入下さい。

■質問3：今後のジェトロの調査テーマについてご希望等がございましたら、ご記入願います。

■お客様の会社名等をご記入ください。（任意記入）

ご所属	<input type="checkbox"/> 企業・団体	会社・団体名
	<input type="checkbox"/> 個人	部署名

※ご提供頂いたお客様の情報については、ジェトロ個人情報保護方針 (<http://www.jetro.go.jp/privacy/>) に基づき、適正に管理運用させていただきます。また、上記のアンケートにご記載いただいた内容については、ジェトロの事業活動の評価及び業務改善、事業フォローアップのために利用いたします。

～ご協力有難うございました～

目次

I. 投資環境	1
1. 賃金・人件費	1
2. 税制	1
II. 外国投資促進政策	2
1. 法的枠組	2
2. 投資促進制度	3
3. 投資誘致機関	5
4. フリーゾーン（税制優遇ゾーン）の設置	7
III. インフラ整備状況	11
1. 高速道路	11
2. 鉄道	11
3. 航空	12
4. 船舶	12
IV. 投資の保護	12
V. 投資の際の注意事項	13

<免責事項>

ジェットロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェットロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

I. 投資環境

1. 賃金・人件費

法定最低賃金 ¹ : (農業・繊維部門を除く)	2012年7月1日より、時給 12.24DH(1.10ユーロ)
平均賃金 ² :	民間平均給料は、月収 4,500DH (404ユーロ) 公務員平均給料は、月収 7,200DH(646ユーロ)
法定週労働時間:	44時間
社会保障費負担率 ³ :	従業員負担分 6.29%
	雇用者負担分 18.50%

[注]1 米ドル=8.63DH(IMF、2012年期中平均値)

2. 税制⁴

① 付加価値税	一般税率 20% ※物・サービスによっては低減税率(14%、10%、7%)を適用。
② 法人税	一般税率 30% (金融機関、保険会社等は 37%、年間純利益 30 万 DH 未満の小企業は 10%)
③ 個人所得税	最大税率 38% 年 30,000DH 以下の収入に対して 0% 年 30,001 以上 50,000DH 以下の収入に対して 10% 年 50,001 以上 60,000DH 以下の収入に対して 20% 年 60,001 以上 80,000DH 以下の収入に対して 30% 年 80,001 以上 180,000DH 以下の収入に対して 34% 年 180,001DH 以上の収入に対して 38%

その他、関税、輸入特別徴収税、地方法人所得税、事業税、都市税、都市管理税、登録税、国内消費税(タバコ税、石油税)などがある。

2013年から「社会連帯支援金」制度も一時的に導入。年間純利益 5,000万～1億 DH を計上している企業から利益の 1.5%に該当する特別税を、1億 DH 以上を計上している企業から利益の 2.5%に該当する特別税を徴収。⁵個人収入に対しては、2013年1月より3年間の期限付きで、課税所得の 2～6%の幅で源泉徴収される。

¹ L'economiste、2011年5月30日付記事

² La Vie Eco、2012年11月5日付記事。在モロッコ日本国大使館経済班、モロッコ経済情勢報告書(2012年12月)によれば、モロッコにおける労働賃金は以下のとおり。単純業務：最低賃金レベル、秘書・アシスタント：4000～1万5000DH/月、課長：1～3万DH/月、部長：2.5～6万DH/月

³ モロッコ社会保障庁(CNSS)

⁴ モロッコ投資開発庁(AMDI)

⁵ 在モロッコ日本国大使館経済班、モロッコ経済情勢報告書、2012年12月

II. 外国投資促進政策

外国投資の促進はモロッコ経済政策の優先事項の1つである。外国投資家は、一部の産業部門⁶を除き、自由に投資することができる。

1. 法的枠組

①投資憲章 (la Charte de l'investissement)

モロッコは1995年11月8日、それまで産業別に定めていた投資法を1つにまとめた投資憲章を發布した。同憲章は、政府の向こう10年の投資政策、投資促進政策を策定し、とくに投資にかかわる行政手続きの簡略化を目指しており、投資促進措置の統一化、投資に必要な設備材および投資関連の税制負担の軽減、地方開発のための優遇政策の規定、輸出・雇用の振興など一連の措置を規定している。

農業部門を例外(憲章第24条)として、その他の産業については、投資支援を受けるための国籍条件が撤廃された。また、外貨で実施した投資の交換性制度を導入し、外国投資家は事前許可なしに、モロッコで投資事業を自由に行うことが出来、投資による収入を送金することができるようになった(同第16条)。

〈税制優遇措置〉

- ・ 同憲章により35%に引き下げられた法人税率(第7条A)は、2008年1月1日以降さらに30%に引き下げられている。若しくは企業によっては、操業開始後5年間は免税、その後5年間は法人税率の50%割引(即ち8.75%、第7条B)を受けられる。
- ・ 設備財投資を目的として、税引き前利益の20%を限度に、投資のための引当金控除資格(引当金は予定投資額の30%を超えてはならない)(第10条)を設定する。
- ・ 事業全体について、特許税、都市税の100%免除(第12、13条)
- ・ 投資にかかわる設備機器、組立部品、機械の輸入に対するVAT免除(第4条)
- ・ 関税率が2.5%から10%の輸入品目リストを規定する。(第3条)

〈行政手続き〉

憲章第5条は、投資に関わる行政手続きにおいて優遇措置を規定している。

- ・ 土地取得のための登記税の免税
- ・ 不動産のプロモーションのために獲得した土地への税率の50%引き下げ(通常5%が2.5%)
- ・ 起業、増資のための登記税の引き下げ

⁶ 戦略的資源の運営に直接関係する部門、例えば燐酸の運営は国立燐酸局(OCP)の独占、農地の購入は、外国投資家は不可能。

2009年「産業振興のための国家プログラム」の発表に伴い、同憲章改正への作業が開始された。

主な改革案は以下のとおりだが、未確定である。(出典先:La Vie Eco紙、2011年10月17付記事)

	現行の憲章	改正案
対象となる投資プロジェクト(額)	2億DH以上	1.5億DH以上(外資による投資の場合は換算額で1億DH以上) さらに、20億DH以上または外資の場合換算額で10億DH以上、または5,000人の定時雇用を創出する投資プロジェクトに関して、大規模投資に関する特別な優遇策が適用される。
投資支援	国からの補助金は投資額全体の5%まで	投資額全体の10%まで
不動産関連費	国からの補助金は不動産に関する支出額の20%まで	不動産に関する支出額の30%まで
外部インフラ費	国からの補助金は外部インフラに関する支出額の5%まで	外部インフラに関する支出額の10%まで
建設費	国からの補助金はなし	建設に関する支出額の30%まで
設備費	国からの補助金はなし	設備に関する支出額の10%まで
研修費	国からの補助金は研修費の20%まで	研修に関する支出額の20%まで

2013年3月時点、投資憲章改正は依然として作業中であり、ある現地筋は2014年予算法案に盛り込まれると予想する。

国家ビジネス環境委員会(Comité National de l'Environnement des Affaires = CNEA)が2012年5月22日付けで承認した2012年アクション・プランでは、一般法の諸規定、協定に基づく横断的な制度に関する詰め作業が盛り込まれており、協定に基づく投資プロジェクトの運営とフォローアップのプロセスのわかりやすい規定、これらの協定に関する年報の発行が計画されている。また、企業設立に伴う行政手続きの簡素化、資金調達のしやすさも、引き続き検討課題となっている。⁷

2. 投資促進制度

① ハッサン二世基金(Fonds Hassan II)

繊維(衣料、皮革)産業、電子産業、自動車部品産業、航空部品産業、環境・リサイクル産業、及びナノテクノロジー・マイクロエレクトロニクス・バイオテクノロジー等への新規投

⁷ L'economiste、2012年5月23日付記事

資プロジェクト（設立あるいは拡張）で、投資総額が 1,000 万 DH を超え、その内設備投資額が 500 万 DH（輸入関税および税を除く）を超える事業を対象に以下の補助を行う⁸。

—不動産およびビジネス用の建物建設コスト（土地収用コストも含む）の最大 30%（但し 1 m²あたりの最大単価 2,000DH（税を除く）

—新規設備・部品購入コスト（輸入関税および税を除く）の最大 15%

これらの補助は、全投資総額の 15%、または 3,000 万 DH を超えない額までとされているが、政府が指定する観光整備地域の場合は 100%の補助が受けられる。産業・商業・エネルギー・鉱山省、財務・民営化省の代表からなる合同委員会がプロジェクトを審査し、補助対象となるプロジェクトを決定する。2000 年に設置されて以来、当基金の補助金を受けた企業には、矢崎総業、Boeing、Safran、Fruit of the Loom などが挙げられる⁹。

② 投資促進基金(Fonds de Promotion de l'Investissement)

下記の投資憲章第 17 条により投資促進基金が設置され、2001 年 1 月に出された政令 (No.2-00-895) 及び 2004 年の政令改正 (No.2-04-847) により以下に規定されている。国と契約を締結し、投資総額が 2 億 DH 以上、または 250 人以上の正規社員雇用創出、または技術移転や環境保護プロジェクト、あるいは指定地方都市¹⁰での投資プロジェクトに関して、プロジェクト実施に関わる土地収用の 20%、インフラ整備の 5%、人員養成費用の 20%まで補助する。2003～2009 年では、24 のプロジェクトへ総額 3.29 億 DH の補助金が支出されている¹¹。

③ その他の特別制度

- ・2000 年 1 月以降、2 億 DH 以上の投資を実施する企業については、投資案件実施に必要な設備財、機械、資材、部品などへの輸入関税および VAT が 100%免除されている。
- ・低価格住宅の建設を手がける不動産開発業者には、5 年間にわたり様々な免税措置が適用される。
- ・2009 年 4 月、自動車産業、繊維産業、皮革産業の輸出企業が行う人材養成に対する 1 億 8,000 万 DH の支援を決定した¹²。工場従業員から管理職ポストまでが対象で、職業訓練費を国が助成する。1 人あたりの訓練期間は最長で 10 日間で、支援額は次のとおり：
工場従業員：1 日 300DH で最高受給額 4,500DH
中間管理職：1 日 600DH で最高受給額 9,000DH
幹部クラス：1 日 2,000DH で最高受給額 20,000DH
- ・政府は、輸出促進のための税制優遇制度を設置しており、物・サービスの輸出企業、及び政令で指定されたフリーゾーンに進出している企業向けに製品を納める企業はその制度を利用することができる。輸出事業が開始されてから初めの 5 年間は法人税及び所得

⁸ AMDI ホームページ

⁹ La VieEco、2009 年 1 月 23 日付記事

¹⁰ Al Hoceima, Berkane, Boujdour, Chefchaouen, Es-Semara, Guelmim, Laâyoune, Larache, Nador, Oued-Ed-Dahab, Oujda-Angad, Tanger-Assilah, Fahs-Bni-Makada, Tan-Tan, Taounate, Taourirt, Tata, Taza et Tétouan

¹¹ AMDI ホームページ

¹² L'economiste、2009 年 4 月 30 日付記事

税が免除される。その後、法人税は17.5%、所得税は20%の優遇レートが適用される。ただし、サービス部門の輸出企業に関しては、上記の免税・減税処置は輸出によって得られた外貨収入分のみに適応される。

3. 投資誘致機関

① モロッコ投資開発庁 (Agence Marocaine de Développement des Investissements - AMDI)

2009年に設立された外国投資促進機関。商務・工業・新技術省の管轄下に置かれていた外国投資局(DIE)が前身。外国・国内投資企業の投資受け入れ窓口であるだけでなく、モロッコの投資市場としての魅力を国内外にアピールする活動を行う。後述のモロッコ投資局の行う多くの機能を果たすと同時に投資委員会の事務局も務めている。また、将来の経済発展を担う重点分野(製造業、商業、新技術部門)への投資促進を図ると同時に、投資地方管理センター(CRI)と協力しながら、投資の際に必要な手続き等の情報提供を行うことで投資企業を支援する。現在 AMDI はマドリッド、パリ、フランクフルト、ローマ、ニューヨーク等に海外事務所を置き、モロッコへの投資を誘致するための活動を展開している¹³。

住所: 32 rue Honaine angle avenue Michlifen Agdal, Rabat, Maroc
電話: +212 537 67 34 20/21 HP: www.invest.gov.ma

② モロッコ投資局 (Direction des Investissements)

投資局は経済・財政省の所轄である。同局はモロッコ経済のプロモーションを目的としており、そのために投資戦略を策定し、投資対象部門を特定化する。同局はまた、誘致を進めるためモロッコの詳細な情報提供、ポジティブなイメージ作りに努めている。

③ 投資委員会 (Commission des investissements)

1998年10月、国家機関として設立され、首相が委員長、関係各省の大臣が委員を務める。投資総額が2億DH以上の大規模計画が政府補助金を受けるためには本委員会の承認が必要。その他に、投資の障害となる問題の解決、投資契約や協定の承認、投資環境改善あるいは投資局の効率改善のための提案等を行う。また、投資に関する一般的な状況について情報を収集し、投資環境の改善のためにあらゆる措置をとる。

④ 投資地方管理センター (Centres régionaux d'investissement - CRI)

2002年、国王の政令により16の地方にCRIが設置された。外資管理機関として walis (知事)が管轄している。CRIは、企業創設支援窓口および投資支援窓口の2つを設け、地方投資に必要な情報を投資家に提供し、投資プロジェクト(2億DH未満)の実施に必要な様々な許認可を迅速に取得できるよう支援する。2億DH以上のプロジェクトに関しては、CRIがまずプロジェクトを審査し、その後適切な政府機関へ申請書を転送する。CRIは、上記のAMDIと並び、企業設立を望む投資家にとって有用な窓口となっている。

¹³ モロッコ投資開発庁 (AMDI)

CRI センターの所在地	住所・HP	電話番号
CRI Laâyoune-Boujdour (Laâyoune Boujdour 地方)	Bd. Mekka, BP 2266 Laâyoune 70000 www.laayouneinvest.ma ※2013年3月現在、サイト工事中。	+212 (0) 5 28 89 11 89
CRI Taza-Alhouceima- Taounate - Guercif (Taza Alhouceima 地方)	Quartier Calabonita, BP 213, Al Hoceima 32000 www.alhoceimainvest.ma	+212 (0) 5 39 98 39 79
CRI Guelmim Es Smara (Guelmim Esmara 地方)	Siège de la région, Bd Mohamed VI, 80000 Guelmim – BP 202 www.guelmiminvest.ma	+212 (0) 5 28 77 17 77 +212 (0) 5 28 77 15 55
CRI Agadir (Souss-Massa-Draâ 地方)	Cité Founty, BP, 31 333 Agadir 80000 www.cri-agadir.ma	+212 (0) 5 28 23 08 77 / 21 92 30
CRI Kenitra-Chrarda- Beni Hssen (Gharb- Chrarda-Beni Hssen 地方)	19 avenue des F.A.R, Kenitra 14000 www.kenitrainvesti.ma	+212 (0) 5 37 37 46 27 / 37 43 99
CRI Settât (Chaouia Ouardigha 地方)	Siège de la Wilaya de la Région Chaouia-Ouardigha- Settât www.settatinvest.ma	+212 (0) 5 23 72 37 61
CRI Marrakech-Tensift-Al Haouz (Marrakech-Tensift-Al Haouz 地方)	Jnane El Harti, Avenue John Kennedy, Guéliz, Marrakech 40020 www.crimarrakech.ma	+212 (0) 5 24 42 04 91/93
CRI de l'Oriental (Oriental 地方)	2, Bd Nations Unies, Oujda www.orientalinvest.ma	+212 (0) 5 36 68 28 27
CRI Casablanca (Grand-Casablanca)	60 Avenue Hassan II , 20000 Casablanca www.casainvest.ma	+212 (0)5 22 48 18 88
CRI Rabat (Rabat-Salé-Zemmour-Zaer 地方)	23 Avenue An Nasr, 1000 Rabat www.rabatinvest.ma	+212 (0) 5 37 77 64 00
CRI Doukkala-Abda – Bureau de SAFI (Doukkala-Abda 地方)	Avenue de la liberte, Ville nouvelle, Safi 46000 www.eljadida-invest.ma	+212 (0) 5 24 61 21 39 /01 54 / 01 58
CRI Tadla-Azilal (Tadla-Azilal 地方)	Bd. Beyrouth, Beni Mellal 23000 www.coeurdumaroc.ma	+212 (0) 5 23 48 20 72
CRI Meknès-Tafilalet (Meknès-Tafilalet 地方)	Avenue Okba Bnou Nafii, Hamria, Mekès www.meknesinvest.ma	+212 (0) 5 35 52 12 43

CRI Fès-Boulemane (Fès-Boulemane 地方)	Place de la Résistance, Angle Bd. Moulay Youssef et Allal Alfassi, Fès www.crifes.ma	+212 (0) 5 35 65 20 57
CRI Al Hoceima (Taza-Al Hoceima- Taounate 地方)	Quartier Calabonita, B.P. 213, Al Hoceima 32000 www.alhoceimainvest.ma	+212 (0) 5 39 98 39 79
CRI Tanger-Tétouan (Tanger-Tétouan 地方)	Avenue Omar Ibn El Kattab www.investangier.com/	+212 (0) 5 39 34 23 03 / 04
CRI Dakhla (Oued Eddahab-Lagouira 地方)	Avenue Ahmed Bencheroune B.P. 1 http://dakhla-invest.com	+212 (0) 5 28 89 85 35

4. フリーゾーン（税制優遇ゾーン）の設置

1995年1月に輸出のためのフリーゾーンの設置が規定され、各フリーゾーンは政令により創設されることとなった。既に、タンジェ輸出フリーゾーン、タンジェ・地中海港ロジスティック・フリーゾーンの2カ所が設置されている。また、ケニトラ市の、自動車部品産業を中心にした輸出フリーゾーン（Atlantic Free Zone）の建設もほぼ完了し、既にいくつかの企業が操業を始めている。このほか、農産・水産加工品中心のフリーゾーンを Dakhla 及び Laâyoune にも設置している。²⁰

【事例1】 タンジェフリーゾーン(TFZ) ²¹

タンジェ・フリーゾーン(TFZ)はモロッコ初の輸出フリーゾーンとして1999年に創設された。2013年2月現在、開設している第1・第2区には647の企業が進出し、雇用創出は4万人超で、投資総額は60億DH以上に上る。進出企業の約50%は自動車部品関係であり、他には電子、航空、ロジスティック、農林水産・食品、繊維関係のオフィス、工場、研究開発センターがある(2013年2月、TFZへのヒアリングによる)。日系企業では、矢崎総業、住友電装、プジクラが進出し、自動車メーカー向けのワイヤハーネスを製造している。また、ルノー進出に伴い、自動車部品メーカーのデンソー、タカタが工場を設置した。²²

TFZはタンジェ国際空港に隣接し、タンジェからは12km、タンジェ地中海港からは60km(高速道路で繋がっており所要時間40分)の距離に位置している。日系企業以外では、フォルクスワーゲン、デルフィーなどの外国企業が既に進出。2009年1月より第3区の整備工事がスタートし、現在は総面積500haまで拡張されている。TFZを運営するTMSA(タンジェ地中海特別局)は2007年にISO9001、2008年にはモロッコ企業総連(CGEM)により企業社会責任ラベルの認定を受けている。またフリーゾーン内の土地は賃貸、購入とも可能である。

²⁰ Aujourd'hui Le Maroc、2010年2月2日付記事

²¹ タンジェ・フリーゾーン HP

²² 在モロッコ日本国大使館経済班、モロッコ経済情勢報告書、2012年12月

主な税制・雇用優遇策²³⁾

- ・輸入関税免除
- ・関税手続き簡素化
- ・法人税 5 年間免除及びその後 20 年間 8.75%に減税
- ・個人所得税 5 年間免除及びその後 20 年間 80%控除
- ・土地収用に関する登記税免税
- ・職業税 (Taxe professionnelle) 15 年間免除
- ・付加価値 (VAT) 税免除

Financial Times グループの雑誌「fDi Intelligence」誌は、タンジェ・フリーゾーンを、2012~2013 年のフリーゾーン・世界ランキングで第 6 位にランク付けした。フリーゾーンの規模、創出された雇用、進出した企業の数、優遇措置、港湾・空港インフラ、アクセスのしやすさ、輸送網の効率、新しい企業誘致のために打ち出されている魅力や戦略などが、このランキング選出の基準となっている。²⁴⁾

タンジェ・フリーゾーン進出企業

<http://www.tangerfreezone.com/?lang=en&Id=30>

タンジェ・フリーゾーン全体図

http://www.tangerfreezone.com/upload/documents/fr_document_48.pdf

【事例 2】タンジェ地中海港ロジスティック・フリーゾーン(通称:メッドハブ)

第 1 タンジェ地中海港内に設置されたロジスティック・フリーゾーンは、2008 年 12 月に開設。TMSA の 100%子会社であるメッドハブ (Medhub) 社が運営を行う。現在 33ha (1 万 1,000m² の倉庫、2,500m² の事務所スペースなど) が稼働し、ジオデイス (Geodis)²⁵⁾とマキタが入居済み。倉庫、事務所スペース、作業場スペース、ワンストップショップ(税金・行政手続き一括窓口)等を兼ねた同フリーゾーンは、第 1 フェーズ(2008 ~2014 年)で 130ha まで拡張される予定。第 2 タンジェ地中海港が完成する最終段階には、総面積 250ha のフリーゾーンとなる計画で、同施設内で営業する企業には、TFZ 同様の税制優遇策が適用される。同ゾーン内の施設は賃貸のみ可能で購入はできない。賃貸料に関して、基本料金等は公表されていないが、欧州並みと言われている。

2012 年度の課税ガイドラインによれば、タンジェ地中海港ロジスティクス・フリーゾーンには、法人税と所得税は 2012 年 1 月 1 日~2013 年 12 月 31 日、引き続き免税となる。職業税も免除されるが、市町村サービス税は引き続き課せられる。²⁶⁾

²³⁾ モロッコ国税庁 (Direction Générale des Impôts) 2012 年版課税ガイドライン
(<http://portail.tax.gov.ma/jctportal/wps/PA...adMedia?id=8783>)

²⁴⁾ fDiIntelligence 誌記事、上位の 5 ゾーンは、ドバイ空港輸出免税ゾーン、ドバイ・ファイナンシャル・センター、上海・外高橋保税区、マレーシア・イスカンダル開発地域、アラブ首長国連邦ドバイオテック。

²⁵⁾ フランスの運送・ロジスティック会社。ヨーロッパ市場第 4 位に位置し、120 カ国にネットワークを持つ。2008 年より SNCF (仏国鉄) が 57%の株主権を獲得し、国営化されている。

²⁶⁾ 2012 年版モロッコ国税庁課税ガイドライン

タンジェ地中海港（通称：タンジェメッド港）

タンジェ（タンジール）はモロッコの最北部に位置し、ジブラルタル海峡をはさみスペインのアルヘシラス市まで約 14km の距離にあることから、欧州市場（特にスペイン、フランス、イタリア）及び西アフリカへの物流・輸出拠点として地理的に大きなアドバンテージを持つ。さらに、近年ルノー（Renault）が大規模な生産工場を設置することを決定して以来、自動車部品産業を中心に大きな注目を浴びており、多くの外国企業が進出しつつある。

タンジェ地中海港プロジェクトは、2つの港（第1・2タンジェ地中海港）から成り、4つのコンテナ用ターミナル、旅客ターミナル、自動車輸出入ターミナル、石油・ガスターミナル、ロジスティック・フリーゾーンを含む総合港湾開発計画。全ての整備工事が完了する 2016 年を目途に、コンテナ処理総数 800 万 TEU、700 万人の旅客、70 万台のトラック、100 万台の自動車などを処理できる港湾施設となる予定で、コンテナ処理数だけでもアフリカ大陸最大の港となることが予想されている（世界ランキングでも第 15 位レベル*）。現在第 1 タンジェ地中海港が稼働しており、コンテナ処理キャパ数は 300 万 TEU、2008 年にはモロッコの港としては初めて ISO9001 認定を獲得している。第 2 タンジェ地中海港整備工事は 2009 年 7 月より着工されており、完成予定は 2014 年。さらに第 1 タンジェ地中海港内に、ロジスティック・フリーゾーンが 2008 年 12 月よりオープン。現在 33ha が稼働しているが、計画では 2014 年を目途に 130ha まで拡張される予定。また、第 1 タンジェ地中海港には自動車輸出入ターミナルが、2012 年 2 月に完成した。²⁷ この自動車専用ターミナル 18.5ha の内 13 ヘクタールは、タンジェ近郊のメルーサに建設され、2012 年 2 月に新たに操業を開始したルノー・日産工場に割り当てられる**。

タンジェとカサブランカは高速道路で結ばれており、所要時間は 3 時間弱。さらに高速鉄道(TGV)敷設計画がフランス国鉄 (SNCF) との間で進んでおり、2011 年 9 月に着工し、2015 年に竣工の予定。開通後カサブランカ - タンジェ間所要時間は 2 時間 10 分へと短縮される。

* World Port Rankings 2011、AAPA (Alliance of the Ports of Canada, the Caribbean, Latin America and the United States) : www.aapa-ports.org コンテナ処理数でアフリカ大陸第 1 位となっているのが East Port Said Port 港（エジプト）でコンテナ処理数 391 万 TEU、第 2 位のダーバン港（南アフリカ）が 271 万 TEU となっている。世界第 1 位は上海で 3,174 万 TEU。東京港では 414 万 TEU。

** ルノーは 2012 年 2 月、タンジェ地中海港から南西 12km に位置するメルーサ工業ゾーン（別名：タンジェ・オートモティブ・シティ）に大規模な生産工場を開設。全工業ゾーン面積の約 3 分の 2 にあたる 314ha がルノー・日産の工場となる。2009 年 10 月に第 1 フェーズの工事が始まり、2012 年 2 月に完成して操業開始。第 2 フェーズの工事も 2012 年末までにほぼ終わり、操業を始める予定で、両者併せて、年間 34 万台の生産能力を有する。

【事例 3】 ケニトラ輸出フリーゾーン（通称：アトランティック・フリーゾーン）²⁸

2009 年 8 月、閣議においてケニトラ（ラバトより沿岸沿い北方 43km）の輸出フリーゾーン開発が決議された。このフリーゾーンは「アトランティック・フリーゾーン（AFZ）」と呼ばれ、政府は 12 億 DH を投じ、2010 年末工事開始、2012 年内にはほぼ完了し、既に、一部の工場が操業を開始している。同フリーゾーンは、メッズ [Medz (Caisse de dépôt et Gestion)] とスペイン系のエドニア・ワールド (Edonia World) 社が建設を担当した。このフリーゾーンは自動車部品産業を中心に、あらゆる産業を誘致し、3 万人の雇用（そのうち直接雇用 2 万人）を目指している。ケニトラ市内にあり、ラバトから僅か 40km の距離で、国内の主要な港（カサブランカ・タンジェ）と主要な国際空港（カサブランカ）に、高速道路と鉄道で接続している。総面積 350 万平方メートルで、アフリカで最大の貿易特区の一つになる。

フリーゾーンの敷地の全体は、大別して「輸出免税ゾーン (Zone franche)」と「自由ゾーン (Zone libre)」から成る。輸出免税ゾーンは総面積の 3 分の 2 (198ha) を占め、

²⁷ LE MATIN 紙、2012 年 2 月 11 日付記事

²⁸ アトランティック・フリーゾーン HP

エレクトロニクス、ハイテク・ゾーンなどの製造工場、ロジスティック、オフィスが置かれる予定で、区画は1,800m²からとなる。このゾーンは、少なくとも、85%を輸出向けに生産する企業が対象となる。輸出免税ゾーンで操業する企業は、以下の恩恵を受ける。

法人税

- ・ 5年間免除
- ・ その後20年間、8.75%に減税
- ・ その後、輸出一般制度に基づき、17.5%が摘要

利益や資本を自由に本国に送金可

商品への付加価値税免除

関税の免税、および税関手続きの簡素化

全体の3分の1の147haを占めるフリーゾーンでは、すべての企業が、輸出の条件に一切拘束されることなしに設立できる。企業のスムーズな経営に必要なすべてのサービスと設備を備え、ロジスティック、製造業、第三次産業向けのスペースもある。フリーゾーンにおける区画は、1,750 m²から2万6,000 m²までで、10万 m²の区画もいくつかある。

オーストリアの自動車用電気部品製造メーカー、ヒルシュマン・アウトモビル(Hirschmann Automotive)は、2012年夏に、アトランティック・フリーゾーンの免税ゾーン内に工場を建設し、操業を開始した。また、2012年1月には、日本のフジクラ・オートモティブ(Fujikura Automotive)も、自動車用の電気ケーブルを製造する工場を、免税ゾーン内に建設し、操業中である。

ケントラ市には、既に住友電装グループ、矢崎総業及び仏自動車部品会社フォレシア(Faurecia)などが生産ラインを設置している。

アトランティック・フリーゾーン位置図 <http://www.atlanticfreezone.com/fr/situation>

アトランティック・フリー・ゾーン全体図 <http://www.atlanticfreezone.com/fr/le-proje>

(左側の青いラインで囲まれた部分が輸出免税ゾーン、右側の赤いラインで囲まれた部分がフリーゾーン)

【事例4】ダフラ輸出フリーゾーン

2009年11月、閣議で、モロッコが実効支配している西サハラ南部のウエド・エダハブ州におけるダフラ輸出フリーゾーンの開発が決議された²⁹。ダフラ輸出フリーゾーンは総面積13.5ha、水産物資源に近接し、地理戦略的に優位な位置にあり、船舶、航空、陸上交通などによるアクセスが容易であるという利点がある。本フリーゾーンの対象となるのは、食料品、海産物・農産物の冷凍・処理・加工、食料品・海産物の流通・販売、繊維・皮革産業、冶金・機械・電気電子産業、プラスチック・包装業、港湾ロジスティックに関わる活動とサービス、建設・船舶修理業、海産物の低温貯蔵、上記の諸産業に関わるサービス業などである。

本フリーゾーン内で、外国を相手にして操業する商業、工業、サービス業は、国籍および国

²⁹ Aujourd'hui Le Maroc、2010年2月3日付記事

内外在住の如何にかかわらず、完全に自由に通貨交換ができる。輸出のために本フリーゾーンに出入りする商品、および、本ゾーンで生産される商品は、輸入、流通、消費、生産、または輸出にかかる、あらゆる税を免除される。また、企業の出資・増資、およびプロジェクトの実施に必要な土地の取得に関する登記料・収入印紙を免除される。さらに、プロジェクトの実施に必要な建物と設備に関して、最初の 15 年間、営業税が免除される。法人税は最初の 5 年間免除され、その後の税率は 8.75%となる。そのほか、所得税は 80 %を控除。都市税を 15 年間免除。利益総額の 10%が対象となる国家連帯貢献税の免除。非居住者への配当金への課税の免除。居住者への配当金の場合、税率 7.5%で課税。フリーゾーンに入る物品への付加価値税の免除など。³⁰

【事例 5】 ラユーン輸出フリーゾーン I, II

2010 年 1 月 20 日付け官報で、モロッコが領有を主張する西サハラ北部のラユーンで、ラユーン輸出フリーゾーンの開発が発表された。ラユーン輸出フリーゾーン I は総面積 34.3ha、ラユーン輸出フリーゾーン II は総面積 109.9ha。ダフラ輸出フリーゾーンと同じ業界の諸企業が、両フリーゾーンに進出を認可される。水産物だけは、水揚げ後、現行法で定められている当局の検査を受けてから、フリーゾーン内に供給される。³¹

Ⅲ. インフラ整備状況

1. 高速道路

モロッコ政府は 2015 年を目途に総延長 1,800km の高速道路を整備する予定であり、2012 年 2 月現在そのうちの 1,420km が開通(主にタンジェーラバトーカサブランカーマラケシュ間、ラバトーフェズ間、フェズーウジダ間など)している。円借款により支援されたマラケシュアガディール間高速道路は 2010 年 6 月に全区間開通済み。またタンジェからタンジェ・メッド港を繋ぐ高速道路も既に完成している。2012 年 4 月に、新たに、ベルシドーベニ・メラル間が開通した。これは、2015 年までに更に計画されている 384km のうち、竣工した最初の区間になる。この他に、ラバトを迂回する 41km、エル・ジャディダーサフィ間の 140km、ティトメルル経由のカサブランカーベルシド間の 30.5km が予定されている。³²

2. 鉄道

鉄道網の総延長は 2,109km (2012 年 10 月)。³³ 2011 年 9 月、カサブランカーラバトータンジェ間を結ぶ高速鉄道(LGV)敷設工事の着工式が、国王及びフランスのサルコジ大統領(当時)などの出席のもと行われた³⁴。総工費は 18 億ユーロに相当するといわれ、そのうちフランス政府からの借款額は 9 億 2,000 万ユーロにのぼる(仏アルストムが約 4

³⁰ CRI Oued Eddahab ホームページ

³¹ Aujourd'hui Le Maroc、2010 年 2 月 3 日付記事

³² Aujourd'hui Le Maroc、2012 年 5 月 21 日付記事

³³ 在モロッコ日本国大使館経済班、モロッコ経済情勢報告書、2012 年 12 月

³⁴ 仏紙フィガロ、2010 年 2 月 1 日付記事；仏紙ル・モンド、2011 年 9 月 29 日付記事

億ユーロの契約で TGV 車両を受注)。工事完了は 2015 年を予定しており、完成した際のカサブランカ-タンジェ間所要時間は 2 時間 10 分へと短縮される。また、これにより中東・北アフリカ地域で初の高速電車網が誕生することとなる。鉄道公社は、2035 年に向け総延長 1500km の高速鉄道 (LGV) 網を構築する基本計画を有している。

2003 年モロッコとスペインは、ジブラルタル海峡に鉄道路線(複線)を通す海峡トンネルの建設計画に合意した。2006 年にはスイスの会社ロンバルディ・エンジニアリング・リミテッド (Lombardi Engineering Limited) が、この海峡トンネル計画設計を受注し、作業が開始されている。

ラバト市とカサブランカ市では路面電車敷設が進行中。2007 年に工事が始まったラバト路面電車は 2011 年 5 月 18 日に開通³⁵。カサブランカ路面電車工事は 2009 年 5 月に着工され、当初の予定どおり、2012 年 12 月 13 日に運行が開始した。³⁶

2009 年 11 月、仏アルストムがカサブランカ路面電車の車両 37 台を納入することが決定。購入費は 20 億 DH でそれに対する維持費は 15 年契約で 6.95 億 DH となっている。

³⁷

3. 航空

モロッコには 27 の空港があり、うち 11 は国際空港である。主要都市の空港拡張工事も急ピッチで進められている。モロッコは、2001 年に米国、2005 年には EU とオープン・スカイ協定を締結し、2008 年の時点で、44 の外国航空会社がモロッコへの直行便を運航している。³⁸ 2006 年には欧州の最大の格安航空会社、イージージェット (Easyjet) とライアン・エアー (Ryanair) が進出し、モロッコへの外国観光客数増加に貢献している。

4. 船舶

現在第 1 タンジェ地中海港 (ターミナル 1 及び 2) が稼働しており、コンテナ処理能力は 300 万 TEU、第 2 タンジェ地中海港 (規模 500 万 TEU) 整備工事は 2009 年 7 月より着工されており、完成予定は 2014 年。ジョルフ・ラスファー LNG ターミナル建設予定 (2014 年工事開始、2019 年完成予定)。西ナドール港は石油製品の貿易拠点として開発予定 (2030 年までに完成予定)。³⁹

IV. 投資の保護⁴⁰

モロッコの通貨ディルハム (DH) は、基本的に交換性はないが、通常のビジネス業務 (即ち、輸出入、国際輸送、保健、再保険など)、および外国投資 (外国在住のモロッコ人による外貨での投資) については交換性がある。

³⁵ L'economiste、2011 年 5 月 18 日付記事

³⁶ カサブランカ路面電車 HP

³⁷ L'economiste、2009 年 11 月 13 日付記事

³⁸ 国連貿易開発会議 (UNCTAD)

³⁹ 在モロッコ日本国大使館経済班、モロッコ経済情勢報告書、2012 年 12 月

⁴⁰ AMDI

為替局は外国投資家による収益、資本の国外送金を金額または期間に制限なく保証している(1992年9月15日通達第1589号)。この措置は外国籍の個人または法人(モロッコ居住/非居住)に適用される。

2013年3月現在、憲法により民間所有権を保証する(国営化や没収を防ぐ)「投資促進・相互保護協定(Accord sur la promotion et la protection réciproque des investissements)」を、62カ国(日本は含まれない)と締結している。⁴¹

モロッコと日本の間では、二重課税回避協定は未締結である。

V. 投資の際の注意事項

- ・ 在モロッコ日本国大使館が2011年に行ったモロッコ駐在の主要国専門家からのヒアリングによると、5～10年後のモロッコ経済の見通しについては、概ねポジティブであった。また、ビジネス活動におけるモロッコの利点は、政治・経済情勢・財政状況が比較的安定していること、EU市場に近いこと、及び、通信・運輸等産業インフラが整っていることが挙げられている。一方課題としては、諸手続きの煩雑さ、司法システムの不透明性、また教育システムの脆弱性等に起因する、質の高い中間労働者層の不足が挙げられている⁴²。さらに、企業の求める人材と教育のミスマッチの問題が常々指摘されており、教育セクターの改革が急務。モロッコ政府は、人材育成のための緊急プログラム(2008～2012年)を実施し、2015年までに産業界において必要となることを見込まれる22万人(マネージャー3,800人、エンジニア1万5,800人、技術者5万9,400人、オペレーター1万4,100人)の人材育成に取り組んできた。⁴³たとえば、2012年4月に、出荷サービスに関するモロッコ国立航空局(ONDA)の国際入札を落札したスイスのグループ、スイスポート(Swissport)は、「アカデミー・スイスポート(Académie Swissport)」を立ち上げ、革新的なコンピューター・ツール、近代的な地上勤務チーム、質の高い保険プログラムなどを通じて、ONDAと協力しながら、モロッコ人の研修を進める予定である。⁴⁴
- ・ 経済協力開発機構(OECD)は、2011年6月「モロッコービジネス環境開発戦略」と題した報告書をまとめ、その中でモロッコの貿易、投資、民営化政策に関する数々の改革、特に、中小企業奨励、民間・国公社間パートナーシップ、大規模なインフラプロジェクト分野における改善を高く評価した⁴⁵。一方、モロッコがさらに外国投資を惹きつけるためには、中小企業育成、汚職追放策強化、土地取得・登記に関する障害軽減、地域をつなぐインフラ改善、雇用創出強化、管理能力強化、行政手続き簡素化、各官省・行政体間の調整改善などが必要であると指摘している。

前述の中間管理職人材不足を解消するため、政府は近年多くの人材養成計画を打ち出している。特に産業発展戦略「エマージェンス」計画では重点分野となっている自動車産業、オフショアリングに関して大規模な人材育成プログラムを打ち出している。

⁴¹ ジェトロ・パリ事務所によるモロッコ投資開発庁へのヒアリング(2013年3月)

⁴² 在モロッコ日本国大使館経済班、モロッコ経済情勢報告書(2012年12月)

⁴³ 在モロッコ日本国大使館経済班、モロッコ経済情勢報告書(2012年12月)

⁴⁴ LE SOIR紙、2012年4月25日付記事

⁴⁵ OECD

以上